

投票所入場整理券をお忘れなく

投票日の前日までに「投票所入場整理券」を郵送しますので、投票日には必ず持参してください。
入場整理券を紛失された方や届かなかった方でも、選挙人名簿に登録された資格者であれば投票できます。投票所の係員にその旨、お申し出ください。期日前投票も同様です。

候補者の政見などは選挙公報で

候補者の氏名・写真・経歴・政見などを掲載した選挙公報を投票日の前日までに各世帯にお届けします。投票の参考にしてください。

開票はスポーツセンターで

開票は、1月15日(日)の午後9時からスポーツセンターで行います。参観を希望される方は、当日受け付けに申し出てください。
駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。

今回の選挙で投票できる方は

今回の選挙で投票資格のある方は、1月15日現在満20歳以上(昭和61年1月16日以前に生まれた方)で、平成17年10月7日以前に東久留米市に転入届出をし、引き続き市の住民基本台帳に登録されている方です。

住所を移された方は

市外転出された(される)方 = 投票所入場整理券が届いても、投票の前に市外へ転出された方、または転出される方は、投票できません。
市内転居された方 = 12月28日までに転居届出をされた方は、新住所地の投票所で投票してください。12月29日以降に転居届出をされた方は、旧住所地の投票所で投票してください。

期日前投票
投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は期日前投票ができます。



ご利用ください

18年1月19日の任期満了による東久留米市長選挙は、1月8日(日)告示、1月15日(日)が投票日です。この選挙は、明日の市政を託す人を選ぶ大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう必ず投票しましょう。
詳しくは選挙管理委員会事務局(内線4714~4716)へ。

投票日は18年1月15日(日) 東久留米市長選挙

投票時間は午前7時~午後8時

投票所・投票区域一覧

投票区	投票所	所在地	投票区域
1	下里小学校	下里三丁目11番25号	柳窪一・四・五丁目、下里三~六丁目
2	第七小学校	滝山七丁目26番30号	柳窪二・三丁目、下里二丁目、滝山五丁目・六丁目2番・3番・七丁目21番~26番
3	西中学校	滝山二丁目3番23号	滝山一・二丁目・六丁目1番・七丁目1番~20番、前沢四丁目、八幡町三丁目2番~11番
4	第九小学校	滝山三丁目2番30号	滝山三・四丁目、前沢五丁目、弥生一・二丁目
5	本村小学校	野火止三丁目5番1号	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番~5番
6	久留米中学校	幸町五丁目9番11号	野火止一・二丁目、八幡町一丁目1番・6番~9番、小山二~五丁目、幸町二・五丁目
7	第一小学校	中央町六丁目8番1号	前沢一丁目、八幡町二丁目・三丁目1番・12番~16番、幸町四丁目、中央町五・六丁目
8	南町小学校	南町三丁目2番23号	南町一~四丁目、前沢二・三丁目
9	第八小学校	中央町三丁目21番41号	南沢三丁目、中央町一丁目4番~7番・二丁目2番~4番・11番~12番・三・四丁目
10	第三小学校	中央町一丁目16番1号	幸町一・三丁目、中央町一丁目1番~3番・8番~19番・二丁目1番・5番~10番、本町三・四丁目
11	第五小学校	南沢四丁目6番1号	ひばりが丘団地全域、南沢四・五丁目
12	南中学校	学園町二丁目1番23号	南沢一・二丁目、学園町一・二丁目
13	浅間町地区センター	浅間町二丁目24番16号	浅間町一~三丁目
14	成美教育文化会館	東本町8番14号	小山一丁目、本町一・二丁目、東本町全域、氷川台一丁目・二丁目7番~31番
15	第二小学校	新川町一丁目14番6号	大門町一・二丁目、新川町一・二丁目
16	金山学童保育所	金山町一丁目17番1号(第六小学校内)	氷川台二丁目1番~6番・32番~40番、金山町一・二丁目
17	東久留米団地集会所	上の原一丁目4番15号	上の原一丁目
18	第四小学校	上の原二丁目1番29号	神宝町一・二丁目、上の原二丁目

【投票期間】1月9日(祝)~14日(土)
期日前投票および不在者投票のいずれも告示日の翌日からとなっていますのでご注意ください。
【投票時間】午前8時半~午後8時
【投票会場】期日前投票所(市役所7階703会議室)
【投票手続き】宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し、直接投票箱へ入れます。

不在者投票
他の区市町村での不在者投票は出張などで市外に滞在中の方は事前に手続きすることにより滞在先の区市町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。
郵便などによる不在者投票は身体障害者手帳、戦傷病者手帳もしくは介護保険被保険者証をお持ちの方で、障害や要介護度の程度が定められた等級(表1参照)に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、これを郵送する方法により投票することができます。また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、届出の手続きが必要となりますので選挙管理委員会事務局へお問い合わせ

表1 郵便による不在者投票ができる方

手帳または保険証区分	障害の種類等	対象等級および要介護度
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能	1級・2級
	内臓機能(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級
	免疫機能	1級~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	内臓機能(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳	障害の種類	対象等級
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症~第2項症

てください。郵便投票を希望の方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」(7年間有効)の交付を受けてから18年1月11日(水)までに所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人の方でもできます。投票手続きに日数がかかりますので早めにお申し込みください。
代理投票・点字投票
手などが不自由で文字を書くことができない方には、投票所の係員が代理で筆記する方法として代理投票があります。また、目の不自由な方には点字投票の制度があります(各投票所に点字器があります)。投票所(または、期日前・不在者投票所)で係員にお申し出ください。

郵便などによる不在者投票は出張などで市外に滞在中の方は事前に手続きすることにより滞在先の区市町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。
郵便などによる不在者投票は身体障害者手帳、戦傷病者手帳もしくは介護保険被保険者証をお持ちの方で、障害や要介護度の程度が定められた等級(表1参照)に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、これを郵送する方法により投票することができます。また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、届出の手続きが必要となりますので選挙管理委員会事務局へお問い合わせ